

[運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案参考条文]

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十一号）（抄）

（定義）

- 第一條 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。
- この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道及び同法が準用される軌道に準すべきものを除く。以下同じ。）による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。
- この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。
- この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいつ。
- この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいつ。
- （略）

（事業基本計画等の変更）

第七条 鉄道事業の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）は、事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2・3 （略）

（車両の確認）

第十三条 鉄道運送事業者（第一種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第一種鉄道事業者」という。）及び第二種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第二種鉄道事業者」という。）をいう。以下同じ。）は、車両を当該鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程に適合することについて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

- 2・3 （略）

（鉄道線路の使用等）

第十五条 第一種鉄道事業者及び第三種鉄道事業の許可を受けた者（以下「第三種鉄道事業者」といふ。）は、許可を受けた路線に係る鉄道線路を第二種鉄道事業者に使用させようとするときは、使用料その他の国土交通省令で定める使用条件について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(事故等の報告)

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(乗継円滑化措置等)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、鉄道事業者間において、その一方が乗継円滑化措置に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の鉄道事業者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、他の一方の鉄道事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 (略)

(事業改善の命令)

第二十三条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に對し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一・二 (略)

三 鉄道施設に関する工事の実施方法、鉄道施設若しくは車両又は列車の運転に關し改善措置を講ずること。

四～七（略）

2・3（略）

（列車の運行の管理等の受委託）

第二十五条　列車の運行の管理その他国土交通省令で定める鉄道事業に係る業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2　国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
  - 一　その事業を継続して運営するためには必要であること。
  - 二　受託者が当該業務の管理を行うのに適している者であること。

（索道施設の検査）

第三十四条の二　索道事業の許可を受けた者（以下「索道事業者」という。）は、索道施設について、運輸の開始前に、国土交通省令で定めることにより、国土交通大臣の検査を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない索道施設であつて現に索道事業の用に供されているものについては、この限りでない。

2　（略）

（準用規定）

第三十八条　第六条、第九条、第十二条、第十八条から第十九条の一まで、第二十三条（第一項第一号及び第四号に係る部分を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項から第四項まで、第二十七条第一項から第四項まで及び第三十条（第五号から第七号までに係る部分を除く。）の規定は、索道事業について準用する。この場合において、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第四項において準用する第八条第二項中「事業基本計画及び鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の国土交通省令で定める規程」とあり、並びに第十二条第四項において準用する第十条第二項中「鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程」とあるのは「第三十五条の国土交通省令で定める規程」とある。第三十四条の二第一項」と、第十二条第一項中「第十条第一項又は前条第一項」とあるのは「第三十四条の二第一項」と、第十二条第三項中「完成したときは、遅滞なく」とあるのは「完成したときは」と、第二十三条第一項第一号中「旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第十六条第一項及び第四項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金」とあるのは「旅客の運賃（第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道に係るもの）を除く。」と、第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第三十四条」と読み替えるものとする。

(専用鉄道に関する技術上の基準等)

第三十九条（略）

- 2 第二十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、専用鉄道設置者について準用する。

（報告の徴収）

第五十五条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

- 2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、専用鉄道設置者に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第五十六条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、専用鉄道設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 4 （略）

軌道法（大正十年法律第七十六号）（抄）

第十三条 國土交通大臣又ハ都道府県知事ハ監督上必要アリト認ムルトキハ軌道經營者ヲシテ帳簿、書類及図面ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ軌道ノ設備、事業ノ状況並会計及財産ノ実況ヲ監査セシムルコトヲ得

第十六条 軌道經營者ハ國土交通大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ譲渡又ハ事業若ハ運転ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ為スコトヲ得

（略）

第二十四条 軌道經營者軌道ニ關スル工作物ノ使用ヲ廢止シタルトキハ都道府県知事ノ指示スル所ニ從ヒ道路ヲ原状ニ回復スヘシ

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ軌道経営者ノ負担ニ於テ道路管理者ニ前項ノ規定ニ依ル工事ノ指示ヲ為スコトヲ得

第二十六条 鉄道事業法第二十条、第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十六条第一項但書及第四項、第二十七条  
第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第五十四条第一項並第五十六条第一項ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法  
トアルハ明治四十二年法律第二十八号トス

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）（抄）

第二十八条ノ一 第十九条乃至第二十一条ノ規定ハ公共団体ノ鉄道ニ之ヲ適用セス

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）（抄）

（補助）

第七条 （略）

2 （略）

3 国は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の定めるところにより、第一項の規定による補助金の交付を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行うことができる。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（法令違反等に関する指示等）

第七十五条 國土交通大臣は、指定区間外の国道に關し、次に掲げる場合においては、當該指定区間外の国道の道路管理者に對して、その処分の取消し、変更その他必要な処分又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすること（以下この条において「必要な処分等」という。）を指示することができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合  
二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律に基づく命令又はこれらに基づいて國土交通大臣がした処分に違反すると認められる場合

2 國土交通大臣は都道府県道及び指定市の市道に關し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に關し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ當該道路の道路管理者に對して、當該各号に定める措置をすることができる。

一 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づいて國土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合 必要な処分等の要求（都道府県知事がするときは、勸告）

3 國土交通大臣は、指定市の市道以外の市町村道に關し、次の各号に掲げる場合においては、當該道路の道路管理者に對して、當該各号に定める措置をすることができる。

一 前項第一号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の指示

二 前項第二号に掲げる場合であつて特に必要があると認められる場合 必要な処分等の要求

4～6 （略）

道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十二号）（抄）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ・ハ （略）

二 （略）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 （略）

2～4 （略）

5 國土交通大臣は、第三項の運賃等又は前項の料金が次の各号（第二項の運賃等にあつては、第一号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるとときは、當該一般乗合旅客自動車運送事業者に對し、期限を定めてその運賃等又は料金を変更すべきことを命ぜることができる。

一・二 （略）

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起しすおそれがある

ものであるとせ。

(運行管理者)

第二十三条 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2 前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(運行管理者等の義務)

第二十三条の五 (略)

2 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、第二十三条第一項の国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えるなければならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならぬ。

4 (略)

(特定旅客自動車運送事業)

第四十三条 (略)

2 4 (略)

5 第十五条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十三条の五から第二十五条まで、第二十七条第一項、第二十八条、第三十三条、第四十条及び第四十一条の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第六条」とあるのは、「第四十三条第三項」と、第十七条中「第十五条第一項の規定にかかるらず」とあるのは「第四十三条第五項において準用する第十五条第一項の規定にかかるらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の「第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項」とあるのは「事業計画の変更については、第四十三条第五項において準用する第十五条第一項、第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

6 10 (略)

(報告、検査及び調査)

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場(道路運送事業又は自動車の管理に係るものに限る。)に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

4~7 (略)

貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。  
2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び一輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3~7 (略)

(緊急調整措置)

第七条 国土交通大臣は、特定の地域において一般貨物自動車運送事業の供給輸送力(以下この条において単に「供給輸送力」といつ。)が輸送需要量に対し著しく過剰となつてゐる場合であつて、当該供給輸送力が更に増加することにより、第三条の許可を受けた者(以下「一般貨物自動車運送事業者」という。)であつてその行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするものの相当部分について事業の継続が困難となると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2~6 (略)

(輸送の安全)

第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の

運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」といふ。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならぬ。

4 （略）

（運行管理者）

第十八条 （略）

2 （略）

3 一般貨物自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（運行管理者等の義務）

第二十一条 （略）

2 （略）

3 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならぬ。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 （略）

2～5 （略）

6 第九条、第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条並びに第三十三条の規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十七条第四項及び第二十二条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の

規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 (略)

2 第十七条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十五条第一項及び第三十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は貨物軽自動車運送事業者について、第十七条第四項の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員について、第三十四条の規定は貨物軽自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第二十三条中「第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項、第二十二条第二項若しくは第三項又は前条の規定」とあるのは「第三十六条第二項において準用する第十七条第一項から第二項までの規定」と、第三十三条中「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

3～5 (略)

(第二種貨物利用運送事業者に関する特則)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第十七条第一項から第三項まで、第十八条、第二十二条第二項及び第三項、第二十二条の二、第二十三条、第二十四条、第三十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第二条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者（第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなつた者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第一種貨物利用運送事業者」という。）について、第十七条第四項及び第二十二条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三条中「当該事業のための使用的停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用的停止を命ずることができる」と読み替えるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第六十条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に關し、報告をさせることができる。

2・3 (略)

4 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問ができる。

5 (略)

海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）（抄）

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいい。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいい。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7～11 (略)

(運賃及び料金)

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2～5 (略)

#### (事業計画の変更)

第十一条 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

- 2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

#### (特定旅客定期航路事業)

##### 第十九条の三 (略)

2 (略)

3 第十条の一、第十一条、第十六条及び第十九条第二項の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条(第一号、第一号及び第五号に係るものに限る。)」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

#### (準用規定)

第十九条の六の三 第十条の一、第十三条、第十九条第二項及び第十九条の二の規定は、人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。

- 2 第十条の一及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業について準用する。
- 2 第十条の一及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。

#### (準用規定)

第二十条の一 第十条の一、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二及び第十九条の六の一の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）について準用する。

- 2 第十条の一及び第十九条第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業について準用する。
- 2 第二十三条 第八条第一項及び第二項、第九条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第十九条第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第十九条の一並びに第十九条の三第四項及び第五項の規定は、旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第八条第

一項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客不定期航路事業者」と、第十一項中「第四条」とあるのは「第四条（第六号に係るもの）を除く。」と読み替えるものとする。

#### （報告の徴収）

第二十四条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

2 （略）

#### （立入検査）

第二十五条 國土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 （略）

#### （準用規定）

第三十二条 第二十条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定は、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業に準用する。

内航海運業法（昭和二十七年法律第二百五十一号）（抄）

#### （定義）

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。

- 一 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業
- 二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

(登録及び届出)

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営むとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(変更登録等)

第七条 第二条第一項の登録を受けた者（以下「内航海運業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、営業所の名称の変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2~5 (略)

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~4 (略)

(輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十五条 國土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、運航管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二十六条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第一項の届出をした者に対し、その事業に関する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(準用)

第二十七条 この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

航空法（昭和二十七年法律第一百三十一号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・16 (略)

17 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

18・20 (略)

(耐空証明)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 國土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらに適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならない。

- 一 國土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準
- 二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が國土交通省令で定めるものである航空機にあつては、國土交通省令で定める騒音の基準
- 三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が國土交通省令で定めるものである航空機にあつては、國土交通省令で定める発動機の排

5～7 (略)

(修理改造検査)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2～4 (略)

(航空機の整備又は改造)

第十九条 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について整備（国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次条において同じ。）又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 第十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について次条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

(事業場の認定)

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

1～3 (略)

四 航空機の整備又は改造の能力

5～7 (略)

2～5 (略)

(運航管理施設等の検査)

第一百二十三条 第百条第一項の許可を受けた者（以下「本邦航空運送事業者」という。）は、当該許可に係る事業の用に供する航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設（以下「運航管理施設等」という。）について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備してはならない。運航管理施設等について国土交通省令で定める重要な変更をしたときも同様である。

2 (略)

(事業計画等の遵守)

第一百八条 (略)

2 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、事業計画及び運航計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第一百十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その本邦航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(事業改善の命令)

第一百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は運航計画を変更すること。
- 二 運航規程又は整備規程を変更すること。
- 三 運賃若しくは料金（国際航空運送事業に係るものに限る。）又は運送約款を変更すること。
- 四 航空機又は運航管理施設等を改善すること。
- 五 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(業務の管理の受委託)

第一百二十三条の一 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許

可を受けなければならない。

## 2 (略)

第一百二十四条 第百二一条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条（第一号及び第三号に係るもの）を除く。）、第一百十三条、第一百十四条から第百十六条まで（第一百四条第一項、第一百十五条第二項又は第百十六条第三項中第一条第一項第四号の準用に係るもの）を除く。）及び第一百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第一百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第一百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。

### （報告徴収及び立入検査）

第一百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
  - 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
  - 三 指定航空身体検査医
  - 四 飛行場又は航空保安施設の設置者
  - 五 航空従事者
  - 六 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
  - 七 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
  - 八 航空運送代理店業を経営する者
- 2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、飛行場、航空保安施設を設置する場所、飛行場若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

## 3・4 (略)

### （運輸審議会への諮問）

第一百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一～三（略）

（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）

第一百四十三条 航空機の使用者が次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第十九条第一項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。  
第一百四十四条 航空機の使用者が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第一百四十五条 航空機の使用者が次の各号の一に該当するときは、一百万円以下の罰金に処する。

- 一 削除
- 二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。
- 三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。
- 七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。
- 八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。
- 九 第六十四条の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。
- 十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。
- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 一二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

- 十四 第八十七条第一項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。
- 十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。
- 十六 第百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。
- 十七 第百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(飛行場又は航空保安施設の設置等の罪)

第一百四十六条 次の各号の一に該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者
- 三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第一百四十七条 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航空保安施設を設置した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。

第一百四十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第四項(第四十三条第一項又は第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者
- 二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで公共の用に供する飛行場の供用を休止し、又は廃止した者
- 三 第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで非公共用飛行場又は航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者

第一百四十八条の二 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したとき。
- 二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を收受したとき。
- 2 飛行場の設置者が、第五十四条の二第二項の規定による認可を受けないで、管理規程を定め、又はこれを変更したときは、五十万円以下の罰金に処する。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第一項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者
- 二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき損した者
- 三 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育を行つた者
- 四 第三十五条第二項(第三十五条の一第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行つた者
- 二 第四十九条第一項(第五十五条の一第一項又は第五十六条において準用する場合を含む。)又は第五十六条の四第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者
- 二の二 第五十一条第六項(第五十一条の一第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める飛行場の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これら機能を損なうおそれのある行為をした者
- 三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、飛行場内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者
- 三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つた者
- 四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行つた者
- 五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行つた者
- 五の二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者
- 五の三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者
- 七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者
- 八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者
- 九 第九十六条第一項の規定に違反して、同項の指示に従わなかつた者
- 十 第九十九条の一第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第一百五十五条次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第百条第一項又は第一百一十三条第一項の規定による許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者
- 二 第百十三条第一項(第一百一十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者
- 三 第百十三条第一項(第一百一十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において經營させた者
- 四 第百一十九条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者
- 五 第百三十条の規定に違反して、同条の航空機を運送の用に供した者
- 六 第百三十条の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第一百五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一に該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第百二一条第一項(第一百一十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで当該運航管理施設等によりその事の用に供する航空機を運航し、又は整備したとき。
- 二 第百十九条(第一百一十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

2 第百十三条の一第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万元以下の罰金に処する。

- 一 第百四条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

- 一 の二 第百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。
- 一 の三 第百五条第一項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を收受したとき。
- 二 第百五条第三項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。
- 三 第百六条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。
- 三 の二 第百七条の一第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を経営したとき。
- 三 の三 第百七条の一第二項又は第三項の規定による届出をしないで、運航計画を変更したとき。
- 三 の四 第百七条の一第四項又は第百七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。

三の五 第百七条の三第一項の規定による許可を受けないで、混雑飛行場を使用して運航を行つたとき。

三の六 第百七条の三第六項の規定による認可を受けないで、運航計画を変更したとき。

四 第百八条第一項若しくは第百十二条(第百二十四条において)これらの規定を準用する場合を含む。)又は第百十一条の一の規定による命令に違反したとき。

(略)

五 第百九条第一項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

五の二 第百九条第三項(第百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

六 第百十一条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

第一百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、第百一十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百五十七条の三 外国人国際航空運送事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第百一十九条の一の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受したとき。
- 二 第百一十九条の三第二項の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。
- 三 第百一十九条の四の規定による命令に違反したとき。

(立入検査の拒否等の罪)

第一百五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第一項又は第百三十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第百三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第百三十四条第一項の規定による質問に対しても虚偽の陳述をした者

海難審判法(昭和二十一年法律第百三十五号)(抄)

第三十三条 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判庁に対し、審判開始の申立をしなければならない。但し、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立をすることはできない。

(略)

第六十三条 勧告を受けた者は、その勧告を尊重し、努めてその趣旨に従い必要な措置を執らなければならない。

航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（所掌事務）

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。
- 二 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。
- 三 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

四～七 （略）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、芸術、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財團であつて、當利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（資金の貸付け）

第二十条 国は、第十一条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者である地方公共団体に対し当該許可に係る道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、貸し付けることができる。

2 （略）